

佐賀県告示第三百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨通知があった。

平成二十二年十月二十九日

佐賀県知事 古 川 康

一 保安林予定森林の所在場所

神崎市神崎町志波屋字四の角三四七四の二、三五六〇の三、三六三五の三、三六三五の五、三六三九の二、三六四〇、三六四七の二、三六四八、三六八六の九、三六八九の一、三六八九の二、神崎町の字駄道一八九五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び神崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)